

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年8月17日

支出負担行為担当官

宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本件は、令和8年度下半期に予定される園遊会の招待者、勲章受章者及び褒章受章者等に賜与される中形菊焼残月の製造(令和8年度下半期)(単価契約)に関する公示である。本件物品の製造には、形状及び品質を均一化かつ安全に必要な数量を製造する能力が求められる。

このことから、本件に求められる技術力、信用、資力及び製造に必要な人員の確保が可能な特定事業者を契約の相手先と予定しているが、当該特定事業者以外の者で、下記の公募に参加する者に必要な資格等を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3の公募に参加する者に必要な資格等を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定事業者との契約手続に移行する。

なお、3の公募に参加する者に必要な資格等を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定事業者と当該応募者との競争入札に移行する。

2 調達概要

- (1) 件 名：中形菊焼残月の製造(令和8年度下半期)(単価契約)
- (2) 品目及び予定数量：中形菊焼残月3個紙箱入 6,000箱
中形菊焼残月5個紙箱入 2,400箱
予定数量は見込みであり、数量を保証するものではない。
- (3) 契約期間：令和8年10月1日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所：支出負担行為担当官の指定する場所

3 公募に参加する者に必要な資格等

(1) 基本要件

次のアからオの要件全てを証明できる者。

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」で、A、B、C又はDの等級に格付けされた者であること。

エ 宮内庁における物品製造契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 応募要領の交付を受けた者であること。

(2) 業務実績等に関する要件

次のアからオの要件全てを満たす者であること。

ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条の規定により「あん類製造業」又は令和3年6月1日以降に「菓子製造業」の営業許可を受けた者であり、かつ、営業停止期間中で

ないこと。

イ 製造施設における食品衛生上の管理運営を行うため、製菓衛生師を食品衛生責任者に定めること。

ウ 過去5年以内に「生菓子・焼き物・平なべ物」の菓子を製造した実績を有すること。

エ 製造から4日以内の中形菊焼残月を数日間にわたり納品できること。また、1日当たり最大11,000個の中形菊焼残月を納品できること。

オ 仕様書に定める中形菊焼残月と同質な菓子を製造する能力を有する者であることを検証するため、参加意思確認書の提出期限までに中形菊焼残月の試作品を4(1)の担当係へ提出の上、合格を得た者であること。

4 問合せ先及び参加意思確認書の提出場所等

(1) 担当係

〒100-8111 東京都千代田区千代田 1-1

宮内庁管理部大膳課経理係

電話 03-3213-1111 内線 3566

問合せ期限：令和8年9月7日 12時00分

問合せ回答：令和8年9月7日 17時00分

(2) 仕様書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年8月17日から令和8年9月3日まで

上記の期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)の毎日、10時00分から17時00分までの間(ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。)

交付場所：4(1)に同じ

交付方法：交付場所にて直接交付する。

なお、交付を希望する者は事前に4(1)に連絡の上、3(1)ウ、3(2)ア、イ及びウを証明する資料を持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年9月8日 12時00分必着

提出先：4(1)に同じ。

提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は交付する仕様書による。

(3) 3(1)ウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合にも4(3)により参加意思確認書を提出することができる。ただし、その者が競争入札の要件を満たすものとして選定された場合であっても、競争入札に参加するためには、入札説明書の交付の際には一般競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(4) 皇居参入に際しては、事前に担当係4(1)に連絡をすること。

なお、皇居への出入門は徒歩の場合は坂下門、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。いずれも事前の手続を要するので、時間に留意すること。